

県消防広域化推進計画の見直しについて（新旧対照表）

第1章 自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項 2 推進計画の目的（P.5～6）

新	<p>（一部省略）</p> <p>県ではこの最終報告の趣旨を踏まえ推進計画を策定したが、本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立のため、市町村の消防の広域化を推進することを目的として策定したものであり、広域化対象市町村においては、推進計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、「広域消防運営計画」（以下「運営計画」という。）を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、<u>その実現を図ることとする。</u></p>
旧	<p>（一部省略）</p> <p>県ではこの最終報告の趣旨を踏まえ推進計画を策定したが、本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立のため、市町村の消防の広域化を推進することを目的として策定したものであり、広域化対象市町村においては、推進計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、「広域消防運営計画」（以下「運営計画」という。）を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、<u>推進計画策定後5年度以内（平成24年度までに）を目途に広域化の実現を図ることとする。</u></p>

まとめ（P.39）

新	<p>（一部省略）</p> <p>本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立を図るため、市町村の消防の広域化を推進することを目的として策定したものである。</p> <p>については、広域化対象市町村においては、本計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、運営計画を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、<u>その実現を図ることとする。</u></p>
旧	<p>（一部省略）</p> <p>本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立を図るため、市町村の消防の広域化を推進することを目的として策定したものである。</p> <p>については、広域化対象市町村においては、本計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、運営計画を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、<u>推進計画策定後5年度以内（平成24年度までに）を目途に広域化の実現を図ることとする。</u></p>